

謂る者は、議に及ばぬせら

二、彼等の除名処分は、中央委員

三、斯くの如き問題は深く且つ廣

四、我等は此の事件の発生當時よ

五、我等は此の事件の発生當時よ

彼等が同盟運動の幹部こそ、その

我等の運動の成績

今度除名せられたる五組合中、

最後の發達段階たる帝國主義の形

關東地方評議會の成立と

斯く我等はこれ迄一致協力

我等の方針

日本労働同盟十三年大會宣言

日八十二月二十年三十正大
盟同總働勞本日
會議評方地東關
會員委行執